

2019年度事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(I) 公益目的事業について

脊髄損傷者及び障害者が、重篤なハンディーキャップを持ちながらも地域社会で自立した生活を営むことができるよう、ピアサポート等相談支援事業、調査研究事業、障害者スポーツ等支援事業、被災労働者等支援事業及び情報提供事業等を総合的に提供し、障害者を取り巻く環境の整備及び福祉の向上に努めている。

【1】事業の概要について

脊髄損傷者及び障害者（以下、障害者）の地域生活を実現するためには、医療・介護・福祉・リハビリテーション・住環境の整備といった総合的な支援が欠かせない。本会では、事故や疾病により重度の障害を持った者に、まずは活用できる福祉及び労災制度等の相談並びに障害の受容に向けた支援を提供し、初期の集中的な支援終了後にも、情報提供やシンポジウム等による啓発活動を通じた継続的な支援を行うことで、障害者の社会復帰並びに地域での継続性のある文化的な生活をサポートしている。

また、障害者が社会生活する上で、制度面やバリアフリーについてなど、個人の力ではどうしても乗り越えられない問題を取り上げ、行政機関、国会議員並びに民間法人等へ政策提言並びに要望活動を行うことで障害者の権利を擁護し、医療及び介護制度の充実を図り、もって広く社会に貢献している。

障害者の豊かな社会参加を実現するためには、自立生活への準備、障害の受容等の初期支援をはじめ、その後も継続的な調査研究、情報提供並びに行政機関や民間法人等へ障害者福祉の向上についての政策提言・要望活動を行っていく必要がある。

そこで本会では、下記の主要な事業であるピアサポート等の障害者福祉相談事業、調査研究事業、政策提言・要望活動事業、障害者スポーツ等支援事業、被災労働者等支援事業、情報提供事業、社会参加推進事業等を連携させて一体的に行うことで、障害者が本会のサービスをより効果的かつ継続的に受益できる環境を確保し、また、各事業を個別に提供するよりも連携して一体的に提供することで、本会の理念である障害者を取り巻く環境の整備及び福祉の向上の実現により資するものであるとの認識の下、下記事業を一体的に提供し、障害者の福祉の向上に努めている。

1. ピアサポート等の障害福祉相談支援事業

(1) ピアサポート相談支援事業（2019年度自賠責運用益拠出事業）

・2019年度年度実績

①ピアサポート事業の実施

2019年度の一般社団法人日本損害保険協会助成による「脊髄損傷当事者による脊髄損傷者への精神面を中心とした支援事業」を実施した。

支 部 名	グループ 相談会	個別ピア サポート	ロール モデル	勉強会	合 計
青森県支部		12			12
宮城県支部		2			2
山形県支部	1	19		1	21
群馬県支部		1			1
千葉県支部	24	1			25
東京都支部		14			14
神奈川県支部		3			3
長野県支部		15			15
大阪府支部	3	7	3		13
大分県支部	2	21			23
沖縄県支部	4	98			102
合 計	34	193	3	1	231

②ピアサポートブロック研修会の開催

北海道東北ブロック

- ・開催日 : 2019年11月3日
開催場所 : ラ・プラス青い森 (青森県青森市)
開催支部 : 青森県支部 (ブロック会事業)
- ・開催日 : 2019年10月5日
開催場所 : 山形県身体障がい者保養所 東紅苑 (山形県東根市)
開催支部 : 山形県支部 (支部事業)

関東甲信ブロック

- ・開催日 : 2019年9月7日
開催場所 : メルパーク長野 (長野県長野市)
開催支部 : 長野県支部

北越ブロック

- ・開催日 : 2019年7月7日
開催場所 : 福井県社会福祉センター (福井県福井市)
開催支部 : 福井県支部
- ・開催日 : 2019年11月3日
開催場所 : 石川県リハビリテーションセンター (石川県金沢市)
開催支部 : 石川県支部
- ・開催日 : 2019年12月1日
開催場所 : いこいの村 磯波風 (富山県富山市)
開催支部 : 富山県支部

近畿東海ブロック

- ・開催日 : 2019年9月8日
開催場所 : 湯元 榊原館 (三重県津市)
開催支部 : 三重県支部

九州ブロック

- ・開催日 : 2019年7月19日・20日
開催場所 : 福岡県総合福祉センター（福岡県春日市）
開催支部 : 福岡県支部
- ・開催日 : 2019年10月18日
開催場所 : 福岡県総合福祉センター（福岡県春日市）
開催支部 : 福岡県支部

- ・財源：一般社団法人日本損害保険協会

2. 調査研究事業

脊髄損傷及び障害者が、社会生活を送るうえでの必要な情報を的確に把握し、かつ有効な情報を恒久的に調査研究して行くことで、QOLの向上や社会参加の促進に資することを目的に調査研究事業を行っている。

また、行政機関や民間法人等が行う調査研究において、本会の調査研究事業と同様の理念を有するものと認められる場合においては、調査研究協力を行っている。

調査研究の発表についてはホームページ等を通じ広く行っている。

- ・2019年度実績

①WG（ワーキンググループ）会議

通常理事会だけでは多岐にわたる問題解決に臨めない状況にあるため、6つのWGを作り問題解決を図ることとしている。

ア. 労災WG

イ. 介助保障WG

ウ. バリアフリー等WG

①車いす使用者用駐車施設の適正利用について

②大規模災害時の相互協定と避難所・仮設住宅について

③令和元年度省庁交渉提案事項について

上記を4/20 5/18 7/22 9/22の計4回Skype会議で実施した

エ. IT及び組織体制WG

オ. 脊損ニュースWG

カ. ピアサポートWG

- ・財源：会費

3. 情報提供事業

(1) 広報及び情報提供事業（自主事業）

情報入手の困難さを持つ重度の障害者への情報提供を行うと共に、福祉や医療に携わる個人並びに法人へ、障害者からのメッセージや介護や福祉についての情報を載せた「月刊・脊損ニュース」を発行し、当会ホームページで情報を提供している。

- ・2019年度実績

①「月刊・脊損ニュース」

- ・会員：毎号1,500部

- ・非会員・病院施設等：毎号1,300部
- ・財源：会費

(2) 脊髄損傷患者のための社会参加ガイドブック製作事業

脊髄損傷者に必要な情報を多岐にわたり、脊髄損傷患者の社会参加と生活力を高めるためには、福祉に係る総合的な情報はもちろんのこと、特に重要性の高い事項については、詳細かつ正確に提供する必要があります。

しかし、必要なすべての情報をカテゴリー別にまとめた具体的でわかりやすいツールは未だないのが実情であり、患者に提供される情報は全国的に認識がまちまちで、単に経験にのみ頼っているなど統一されていない。このため、ピアサポートの有効性が発揮されない場合がある。脊髄損傷者の多様なニーズに全国どこでも的確に答える手段として、多種多様で恒久的な情報を調査研究し、その集大成の情報をガイドブックとして提供することは、患者の社会参加を支援することに大いに有効である。

そこで本会では、一般社団法人日本損害保険協会の助成により、排泄管理、車いす、褥瘡予防、住宅改造等といった脊髄損傷者が特に必要としている具体的な情報をガイドブックとして製作し、脊髄損傷者及び障害者が本来持っている機能を発揮して自立した社会生活を営むことができるよう支援を行っている。配布は会員、医療、リハビリ関係団体等へ行い、また、ホームページを通じて配布希望者へのダウンロードサービス、並びに郵送を行っている。

- ・2019年度実績

①脊髄損傷患者のための社会参加ガイドブック

Together1	「排泄管理」
Together2	「車いす」
Together3	「褥瘡」
Together4	「住宅改造」
Together5	「自動車運転と移動」
Together6	「いきいきと生きる・エンパワメント」
Together7	「エンジョイスports」
Together8	「就労」
Together9	「福祉制度の利用」
Together10	「セクシュアリティ」
Together11	「食生活」

- ・財源：一般社団法人日本損害保険協会

(3) 全脊連の活動成果物等の無料提供

- ・2019年度実績
 - ・Together各号やその他のパンフレットなど
 - ・第18回総会議案書
- ・財源：会費

(4) ホームページ運営事業

法律や制度の制定・改定等があった場合に、情報伝達の不備によって制度利用等に格差が生じないように、いち早く正確な情報についてホームページを通じて提供している。

2019年度はホームページ運営事業をITサポートおきなわへ委託した。委託後も前年度と同様に脊損ニュースの掲載を通じて労災の制度情報などを提供したほか、シンポジウム事業の講演録などを掲載した。

- ・財源：会費

4. 政策提言・要望活動事業

(1) 障害当事者の政策提言

障害者が社会生活をする上で、制度やバリアフリーについてなど、個人の力ではどうしても乗り越えられない問題を取り上げ、行政機関、国会議員並びに民間法人等へ政策提言及び要望活動を行っている。

- ・2019年度実績

①省庁交渉等

全国各支部及び各ブロックから提出された要望について、理事会で精査し、必要性が高いものについて関係省庁、民間団体、各政党または顧問等に要望を提出した。

主たる要望先は、厚生労働省障害保健福祉部、厚生労働省労働基準局、国土交通省など。

②自由民主党予算・税制等に関する政策懇談会

重度障害者の通勤や職場等における支援の在り方について、団体ヒアリングの機会に下記の点を要望した。

- ア. 重度訪問介護を職場内や通勤中などでも利用できるように
- イ. ヘルパーが障害者の自家用車などを運転する時間も重度訪問介護の対象に
- ウ. 重度訪問介護を学校内、実習先、通学中でも利用できるように

③障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム（厚生労働省）

上記①のア～ウに加えて、団体ヒアリングの機会に下記の点を要望した。

- エ. 2020年度における取組である「障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充」と「地域生活支援事業における新規事業の創設」について
- オ. 2021年度以降の本格的な対応について

④補装具費支給基準告示改定に向けた提案（厚生労働省）

補装具の種目の追加、型式や基本構造の変更、基準額の変更について、団体ヒアリングの機会に下記の点を要望した。

- ア. 6輪の電動車椅子が支給対象であることを補装具費基準告示に明記する
- イ. 簡易型ではない電動車椅子についてもリチウムイオンバッテリーの支給の対象とする

⑤自由民主党ユニバーサル社会推進議員連盟

⑥公明党バリアフリー施策推進プロジェクトチーム

2018年の通常国会で成立した改正バリアフリー法を踏まえ、団体ヒアリングの機会に下記の点を要望した。

- ア. 各自治体に対し『バリアフリー基本構想』を活用する様、国としての働きかけを強く行って頂き、地方のバリアフリー化を推進頂きたい。
- イ. 新幹線・ミニ新幹線の車いす席の拡充とフリースペースの導入を国主導で促進して頂きたい
- ウ. 空港から市街地へのリムジンバス及び長距離バス等のノンステップ化及びリフト付きバス導入のより一層の促進
- エ. ユニバーサルデザインタクシーのスロープの耐荷重をバスや電車といった公共交通機関と同レベルにして頂きたい。
- オ. 高速道路通行割引を車から障害当事者へ

- ・財源：会費

(2) 内外の関連団体との連携及び交流

- ・2019年度実績

①日本障害フォーラムに加盟

本会をはじめ、障害者当事者団体などの13の全国団体が加盟して結成されている連絡団体において、障害者権利条約の第1回政府報告に対するパラレルレポートを国連障害者権利委員会に提出したほか、フォーラムの開催などの取り組みを行った。

②日本の福祉を考える会に加盟

③障害関係団体連絡協議会（主催：全国社会福祉協議会）に加盟

④特定非営利活動法人DPI日本会議に加盟

- ・財源：会費

5. 労災被災者等支援事業

(1) 被災労働者と家族の援護、労災補償に関する相談・援助事業

2019年度の厚生労働省交渉にあたっては、まず、①毎月勤労統計の不適切取り扱いに関連して、対象となるせき損者またはその遺族に対する追加給付の状況について説明を求めるとともに、未給付の者への早期対処を促しました。この問題は山形県大会でも取り上げられました。

また、②せき損者が死亡した場合の遺族（補償）給付の取扱いの見直し、及び、③せき損者の傷病（補償）年金への移行の促進を要望しました。

②については、介護（補償）給付の見直しに続く次の最重要課題と位置づけ、遺族（補償）給付の取扱いの抜本的な見直しの検討を求めています。「亡くなられた方で認められたものとそうでないものの実態の把握と分析からスタートせざるを得ない」という対応ですが、「この際、せき損者が死亡した場合の遺族（補償）給付の取扱いについては、厚生年金において、1・2級の厚生年金を受けられる者が死亡したときには遺族年金の支給要件が認められるのと同様の抜本的な見直しを厚生年金において、1・

2級の厚生年金を受けられる者が死亡したときには遺族年金の支給要件が認められるのと同様の抜本的な見直しを検討されたい」と提起したところです。

なお、古谷理事が役員・会員、会員以外の背損者・家族からの相談に対応しています。必要に応じて、審査請求等の代理人を務めたり、同理事が事務局長を務める全国労働安全衛生センター連絡会議加盟の地域安全センターによる支援につなげたりもしています。

ワーキンググループは残念ながらメンバーが増えず機能していない状況です。

- ・財源：会費

6. シンポジウム事業

- ・2019年度実績

①「交通事故の示談交渉業務について

～交通事故被害者から交通事故専門弁護士へ～

(第18回定時総会山形県大会の公開セミナー)

開催日： 2019年6月22日

開催場所： 霞城セントラル（山形県山形市）

講師： 虎ノ門法律経済事務所海老名支店
弁護士 菅原 崇 氏

参加者数： 約100名

②「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー政策について」

(第18回定時総会山形県大会の公開セミナー)

開催日： 2019年6月23日

開催場所： 霞城セントラル（山形県山形市）

講師： 国土交通省総合政策局安心生活政策課企画調整官
中村 武史 氏

参加者数： 約150名

③「障害保健福祉施策の動向」

(第18回定時総会山形県大会の公開セミナー)

開催日： 2019年6月23日

開催場所： 霞城セントラル（山形県山形市）

講師： 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
源河 真規子 氏

参加者数： 約150名

- ・財源：一般社団法人日本損害保険協会、全国労働者共済生活協同組合連合会、全国生活協同組合連合会、会費

7. 脊髄損傷者の社会参加推進支援事業

(1) 国の審議会等への参加

・2019年度実績

①障害者政策委員会（内閣府）

障害者政策委員会は、障害者基本法とその他の法令に基づいて設置され、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法などに関するわが国の施策について審議している。

2019年は、主として以下の事項が検討された。

- ア. 障害者差別解消法の見直しの検討について
- イ. 国連障害者権利委員会による日本の締約国審査について
- ウ. 第4次障害者基本計画の実施状況の監視について

②社会保障審議会障害者部会（厚生労働省）

社会保障審議会障害者部会は、厚生労働省設置法とその他の法令に基づいて設置され、障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、障害者虐待防止法、障害者優先調達法などに関するわが国の施策について審議している。

2019年度は、主として以下の事項が検討された。

- ア. 相談支援専門員の研修制度の見直しについて
- イ. 障害福祉計画と障害児福祉計画の基本指針の見直しについて
- ウ. 重度障害者の通勤や職場等における支援の在り方について

③ユニバーサルデザイン2020評価会議（内閣官房）

ユニバーサルデザイン2020評価会議は、2017年2月にユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議の下に設置され、ユニバーサルデザイン2020行動計画の実現に向けた方策について審議した。

2019年10月には、共生社会ホストタウンのレガシー化、ホテルや飲食店のバリアフリー化、ユニバーサルデザインタクシーの改善などの方針が打ち出された。

④移動等円滑化評価会議（国土交通省）

国土交通省では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けそのレガシーとしての共生社会の実現を目指し、全国におけるバリアフリーの取り組みを積極的に推進している。

2018年5月に改正されましたバリアフリー法において、共生社会の実現と社会的障壁の除去が明記されたと共に、障害者等の視点を反映した共生社会の実現に向けて、高齢者、障害者等や施設設置管理者、地方公共団体等の参画のもと、国がバリアフリー施策の把握及び評価を行うための会議を設けるという事が盛り込まれた。

2019年度は、主として以下の事項が検討された。

- ア. 移動等円滑化の促進に関する基本方針の進捗状況について
- イ. バリアフリー法の改正案について
- ウ. 移動等円滑化の促進に関する基本方針の見直しについて

⑤移動等円滑化評価会議東北分科会（国土交通省東北運輸局）

2019年2月、国土交通本省内において第1回の移動等円滑化評価会議が開催され、この評価会議では地域ごとの評価の必要性についても議論され、本省評価会議のもとに地域ごとの分科会を設置するということが決定した。

＊第1回評価会議東北分科会 2019年7月1日 東北地方整備局会議室
東北6県から有識者・福祉団体・行政・施設設置管理者等30数名の委員が出席し仙台市東北地方整備局で開催された。

事務局より分科会設置・開催の趣旨説明があり、構成員数で「当事者団体の数が施設管理者の数を上回る事」が特に強調された。

その後、法律改正の概要や施行後の取組状況・東北地方における目標達成状況の説明が行われ「バリアフリー化は進んでいるものの、全体として見ると道半ば」であると紹介された。

平成13年から実施されているバリアフリー『基本構想』にプラスして『移動等円滑化促進方針（マスタープラン）』を定める制度が創設されたが、東北6県で11の自治体しか実施しておらず「地方のバリアフリー化はまだまだ遅れている。我々も自治体に対し基本構想を実施するよう要望するし、積極的に働きかけるが、東北整備局としても直接各自治体を実施するようにPR頂きたい!」と要望した。

＊現地視察及び意見交換会 12月5日 地下鉄仙台駅

東西線で隙間・段差確認や構内のバリアフリー状況確認の為に、乗車体験を実施。その後地下鉄仙台駅構内施設の説明を受け、終了後会議室で意見交換会を行った。

⑥バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会（国土交通省）

前年から継続して行われている検討会。

学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の委員で構成され、バリアフリーのさらなる推進と「移動等円滑化の促進に関する基本方針」におけるバリアフリーの整備目標の期限が2020年度末までとなっている為、2021年度以降の目標について検討が必要であり、今年度は国交省（合庁3号館）で第11月15日に第8回目が、1月16日に第9回目が、それぞれ開催された。

《概要》

1. 心のバリアフリーなどソフト施策の推進 ・バリアフリー法を改正し、ソフト対策等の取組強化 ・ハード面のバリアフリー化の取組推進（2021年度以降の新たな整備目標設定に向けて引き続き検討）
 - (1) 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
 - ①公共交通事業者等がバリアフリー化した旅客施設・車両等の機能を十分に発揮させるための施策のあり方
 - ・公共交通事業者等に対するソフト基準※1を創設し、適合を義務付け（※1 スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）

- ②公共交通機関の乗継時における情報提供、旅客支援等のあり方
 - ・交通結節点において他の公共交通事業者等や行政その他の関係者と連携
 - ・協力して取り組むことを努力義務化 ・公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動 円滑化に関する協議への応諾を義務付け
- ③観光客等が利用する施設に関するバリアフリー情報の提供のあり方
 - ・高齢者、障害者等へのサービス提供（ソフト面でのバリアフリー対応）について観光庁が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

（2）国民に向けた広報啓発の取組推進

- ①移動等円滑化が図られた施設・設備の適正な利用を推進するための施策のあり方
 - ・トイレの利用マナー啓発キャンペーン等の取組強化、トイレの機能分散など施設環境整備を推進
 - ・移動等円滑化が図られた施設・設備（優先席、車椅子使用者用駐車施設）適正な利用の推進《（i）国・地方公共団体、国民及び施設設置管理者の責務・努力義務化、（ii）ハード・ソフト取組計画への記載》
- ②ハード・ソフト一体となった面的なバリアフリー化の推進に向けて、移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・基本構想制度のあり方
 - ・市町村によるハード・ソフト一体となった面的なバリアフリー化の促進《（i）マスタープランに心のバリアフリーに関する事項の追加、（ii）基本構想に心のバリアフリーに関する事業の追加・国が支援、（iii）バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等）

2. 個別施設の更なるバリアフリー化に向けた施設設置管理者等の取組促進

- ①学校のバリアフリー化のあり方 ・新たに公立小中学校を対象に追加するため、関連規定を見直し ・引き続き、学校のバリアフリー化を補助金等により支援（文部科学省）
- ②2,000㎡未満の小規模店舗のバリアフリー化のあり方 ・引き続き、地方自治体に委任条例の策定を促す。関係省庁に対し、業界団体を通じた積極的な小規模店舗のバリアフリーの取組を要請
- ③バスタ新宿のようなターミナル施設のバリアフリー化のあり方 ・バス等の旅客の乗降のための道路施設のバリアフリー基準適合義務化
- ④空港アクセスバス等のバリアフリー化のあり方 ・空港アクセスバスについて、リフト付きバス等の導入を促進するための仕組みを検討
- ⑤新幹線のバリアフリー対策のあり方 ・新幹線のバリアフリー対策検討会において、ソフト・ハード対策の両面から根本的な見直しを含めて検討を進め、実施できる施策から可及的速やかに実施

⑦バリアフリーマップ作成マニュアルに関する検討会（国土交通省）

平成30年5月のバリアフリー法改正により、マスタープラン及び基本構想において、市町村はバリアフリーマップの作成に関する事項を定めることができるとされた。

そこで、新たにバリアフリーマップを作成する際、より効果的な作成マニュアルの方法などを学識経験者、障害者団体、バリアフリーマップ作成に先進的

な市町村の代表などで構成された委員で8月1日、11月18日、2月27日の3回会議が開催された。

第1回検討会后に国交省では全市町村等に対しアンケート調査を実施、第2回検討会ではその結果を踏まえた会議となり、結論となる第3回会議は新型コロナウイルスの関係で時間を短縮して行い、細かな修正は高橋座長と事務局に一任することで終了した。

詳細は国土交通省『バリアフリーマップ作成マニュアル』で検索下さい。

* 概要 <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001337650.pdf>

* 本文 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001338556.pdf>

⑧新幹線のバリアフリー対策検討会ソフト・ハード対策検討WG（国土交通省）

2020年東京オリンピック・パラリンピックを迎えるにあたり、国土交通省では、新幹線のバリアフリー対策を抜本的に見直すため、新幹線を運行する鉄道事業者や障害者団体からなる「新幹線のバリアフリー対策検討会」を2019年12月23日に設置し、ソフト・ハード両面から施策の具体的な検討を行うべく、検討会の下にWGを設置し、1月17日、2月7日は国土交通省で会議を実施、3回目の4月24日は新型コロナウイルスの関係で、それぞれの場所でのWeb会議を実施した。

全脊連も含み各団体から意見・提案が出され、2回の会議後に中間まとめとして下記が出された。

《中間まとめ概要》

- 「真の共生社会」に相応しい、あるべき新幹線の姿として新幹線のバリアフリー対策の抜本的な見直しとして、以下の基本方針に基づく取組を進め、国、鉄道事業者及び障害者団体が連携し、鉄道利用者の理解と協力の下、障害の有無にかかわらず誰もが当たり前で快適に移動や旅を楽しむことができる世界最高水準のバリアフリー環境を有する高速鉄道の実現を目指すこととする。

（基本方針）

- ① 移乗が困難な方、保護者の付き添いや介助が必要な方等、様々な障害の状態※1に対応し、障害のある方が一般の方と同様にグループで快適に乗車できるよう「車椅子用フリースペース」（仮称）※2を一般客室の窓際に設ける。また、車椅子対応トイレ及び多目的室についても広さや快適性の改善を図る。

※1）様々な障害の状態：

移乗が困難な方、移乗される方、保護者の付き添いや介助が必要な方、ストレッチャー式車椅子の方、同じ姿勢を保つのが困難なリクライニング機能付き車椅子の方などが想定される。

※2）車椅子用フリースペースの要件：

- 車椅子に乗ったままでも車窓が楽しめるよう窓際に面していること。
- 車椅子が通路にはみ出ることなく通路の通行を阻害しないこと。
- 大型の車椅子の方もグループで利用可能であること。
- 車椅子使用者の移乗用席、介助者用席、同伴者用席が近くに配置

されていること。

- ②これまで電話や窓口での申し込みが必要であった車椅子対応座席※3について、ウェブでも対応可能※4とする。また、これまで当日には一般の方にも販売していた車椅子対応座席について、当日でも車椅子使用者に確保する。さらに、介助要員（駅係員）の確保に係る調整方法や窓口でのきっぷの予約・発券方法等の運用の改善により、待ち時間の短縮等の利便性向上を図るとともに、案内方法の改善を図る。

※3）車椅子対応座席：

車椅子スペースに隣接し、車椅子使用者が当該スペースを利用する際に予約する座席

※4）車椅子用フリースペースに対応したウェブ申し込み・販売方法：

車椅子用フリースペースに対応したウェブ申し込み・販売方法については、席数や車内のレイアウト等を踏まえて検討したうえで決定する。

今後ハード面では車内のレイアウトの考え方等について、車椅子使用者も参加する実車等を用いた実証実験を行う事と、ソフト面で現行の車椅子対応座席の申し込み方法・案内方法を改善することとした。

詳細については国交省HP「新幹線のバリアフリー対策検討会」をご覧ください。

- ⑨移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討会（国土交通省）

標記検討会は、移動等円滑化基準やバリアフリー整備ガイドラインの見直しのために設置され、主として以下の事項が検討された。

- ア. 鉄道駅における単独乗降が可能なプラットホームと車両の段差・隙間
- イ. ウェブサイトを作成する際のアクセシビリティの配慮
- ウ. 触知案内図に相当・代替する措置等
- エ. ユニバーサルデザインタクシーのスロープ板の耐荷重

- ⑩高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗WG（国土交通省）

標記検討会およびWGは、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の見直しのために設置され、主として以下の事項が検討された。

- ア. 小規模店舗のバリアフリー化
- イ. 重度の障害、介助者等への対応
- ウ. バリアフリーに関する優良事例の追加

- ⑪慶應義塾特定認定再生医療等委員会

患者の立場から再生医療等安全性確保法に基づく再生医療等提供計画の審査業務に携わった。

・財源：会費

(2) 被災地支援

東日本大震災の教訓を踏まえ、震災等が起こった時、本会のネットワークを最大限に利用し、いち早くその地域の障害者の状況を把握して、必要なもの必要な支援等の提供を行うようにしている。

また、前期に発災した大阪府北部地震や西日本豪雨、当期に発災した台風15号や19号の風水害についても、機関誌「月刊・脊損ニュース」で継続的に支援金を募集し被災者に届けるなど、所要の対応を実施した。

そのほか、機関誌に連載記事「減災《減災意識をたかめる》」を掲載して意識啓発を図った。

(3) 車いす寄贈

諸般の事情により休止している。

8. 障害者のスポーツの振興並びに余暇活動の支援事業

(1) 体育振興事業

障害者福祉の増進を目的に、地域で暮らす障害者と障害を持たない地域住民との相互交流を図るための、ゲートボール大会、車いすバスケットボール大会、ツインバスケットボール大会、グラウンドゴルフ大会等、他団体が主催したスポーツ大会並びに余暇活動へ、費用の助成という形で後援や協賛を行い、障害者のスポーツを通じた社会参加の促進と余暇活動の支援を行っている。

また、障害者がスポーツや余暇活動を行うには、健常者による多大な支援を要することから、本会では健常ボランティアスタッフを会員の親族や大会開催地における近隣住民等から広く募集し、ボランティアスタッフの派遣並びに当該催しの運営をボランティアスタッフと共に本会がサポートすることにより、健常者と障害者が一緒に活動できる場の創設を通じて、障害者のスポーツの振興並びに余暇活動の理解及び普及に努めている。

・2019年度実績

- ①第19回ピパオイカップ車椅子バスケットボール選手権大会に後援及び助成
- ②文部科学大臣杯争奪第32回記念日本車いすツインバスケットボール選手権大会に後援及び助成
- ③第28回理事長杯争奪東北ブロック車椅子ゲートボール大会ならびに第20回東北車椅子ゲートボール連盟会長杯大会に後援及び助成
- ④北越ブロック会スポーツ交流大会に後援及び助成

・財源：会費

【2】事業の公益性について

事業の種類 別表の3号

本事業は、脊髄損傷者及び障害者の地域生活を支援することを目的とした事業であり、事故や疾病等により重い障害を有し在宅生活が容易でない者へ、医療・介護・福祉制度の活用方法等を支援する事業を行っている。ピアサポート相談支援事業は、長い年月を経て障害を受容し地域社会での豊富な生活キャリアを持つ先輩の障害者が、自身の体験や制度

利用のノウハウ等を受傷直後の障害者に共有してもらい、早期の社会復帰を支援していく事業である。また、この事業の過程において、様々な専門家や一般市民の理解を深められることから、障害者の地域移行促進の啓発に寄与し、障害者のQOLの向上に資する事業である。

以上により、これらの事業は別表3号の「障害者もしくは生活困窮者又は事故、災害もしくは犯罪に因る被害者の支援を目的とする事業」に該当する。

事業の種類 別表の9号

本会では、外出の機会に恵まれない障害者の環境改善を図るため、障害者スポーツ（競技としてのスポーツと余暇活動としてのスポーツまで幅の広いスポーツ等の振興を図る）に参加できる機会創出の支援、各種のスポーツ大会のサポート、障害者と健常者が共に行うことのできる軽スポーツの振興と支援事業を行っている。これらの事業の推進は、別表9号の「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当する。